

特集 心理職とのこれからの協働を考える

心理職とのこれからの協働を考える

佐藤 忠彦, 松田 ひろし

心理技術職（以後心理職と略す）の国家資格化については様々な問題があるとして、心理学系諸団体の中でも意見が分かれていたが、昨年来精力的な話し合いや意見交換が持たれ、一部の反対はあるもののここに来てやっと国家資格化についての方向性が定まったようである。日本精神神経学会（以後当学会と略す）では古くより心理職の国家資格化の問題に取り組んできた。そしてここ数年は委員会活動を盛んにして、当学会学術総会でも口演発表やシンポジウムを企画実行してきた。今回も「心理職とのこれからの協働を考える」をテーマに当学会の心理技術職の国家資格化を考える委員会の委員によるシンポジウムを計画し、近い将来の国家資格化を祈念しつつ、どのような協働が考えられるか、そのための課題は何かについて討議することとした。

まず、飯森眞喜雄氏は精神療法と心理療法の差異についてふれ、その中で精神療法は精神科医のアイデンティティーを与える唯一無二のものであり、問題は診断を進めていく過程ですぐれて精神療法的内容を包含した見立ての行為である。ここでは身体や環境への目配りが不可欠である。一方心理職の協働が精神科医療現場では欠かせず、特に見立ての補助となる心理テストの施行は大切であるとされた。

加藤匡宏氏は、心理職の教育現場に従事している立場で、教育・福祉・司法矯正分野において心理職は大きな成果をあげているものの、医療分野

においては医師法などの法の壁があり、現実的には医療提供施設で活躍することは極めて難しい現実がある。さらに十分な臨床場面での教育がなされてなく、これからは医療分野では医師の指示のもとに業務を行う職能心理師を国家資格として、より良い形での連携・協力ができることが望ましいと述べた。

中嶋義文氏は、一般医療の現場ではどのようなことが心理職に期待されているのか、という観点から、医師の疲弊が著しく、小児科医・産婦人科医・外科医の減少と同様に、総合病院で働く精神科医の数も減少しているために、医師以外のメンタルヘルスのプロバイダーとして心理職が必要であるとしつつ、臨床系大学院での教育は不足し、プログラムも未整備である。そこで、一般医療の現場でも十分実行可能な心理臨床研修のあり方やプログラム・評価について具体的に述べられた。

次に認知行動療法の立場から清水栄司氏は、認知行動療法トレーニングコースを開催していく中で、患者を治せる十分な療法スキルがあれば、医師でも心理職でもかわらないと実感し、心理職が法制度上公式にチーム医療の一専門職種となることを望む。ところが医師法は医師が領域汎用性をもって治療行為の責任をもつことを定めているが、医師だけで認知行動療法を提供することは不可能であり、国家資格が成立した後は認知行動療法士法を立法化することを期待したいと述べた。

松田ひろしは、国家資格化に向けてのこれまで

の紆余曲折の経緯にふれ、また当学会での委員会活動について話した。現場では心理職の活動の場は多くあり、一日も早い国家資格化が望まれる。そして当学会としても、ただの傍観者としてではなく、十分に臨床教育に協力する必要がある。その際学会精神科専門医制度を活用し、専門医のいる認定された施設での臨床研修が効果があるとした。

以上、今回のシンポジウムで出た医療現場から

の様々な意見をまとめると次のようになる。

1. 心理職の国家資格化は必要である。
2. しかし臨床研修が不足し、プログラムも未整備であるので、その充実を望む。
3. さらに将来は専門分野での資格についても考えていく必要があるかもしれない。
4. それらのためにも、当学会としても臨床研修の場を提供したい。